

# 公的・準公的資金運用団体への 官僚出向状況

## 各団体の現在の役員

年金積立金管理運用 独立行政法人  
Government Pension Investment Fund (GPIF)

理事  
元  
厚労省

**KKR**

国家公務員  
共済組合連合会

理事長	理事	理事	理事	理事
元 国税庁	元 財務省	元 防衛省	元 文科省	元 厚労省
理事	理事	監事	監事	
元 会計検査院	元 総務省	元 外務省	元 人事院	



地方公務員共済組合連合会

理事長	理事	理事	監事
元 総務省	元 復興庁	元 文科省	元 警察庁



日本私立学校振興・共済事業団  
Promotion and Mutual Aid Corporation for Private Schools of Japan

理事  
元  
文科省



# 「米で70万人雇用創出」

## 首相、首脳会談で提案へ

日米首脳会談に向け、政府が検討する経済協力の原案が2日、明らかになった。トランプ米大統領が重視するインフラへの投資などで4500億ドル（約51兆円）の市場を創出し、70万人の雇用を生み出すとしている。日米間の貿易不均衡を批判するトランプ氏に10日の会談で示して理解を得たい考えだが、日本の公的年金資産の活用をあて込むなど異例の手法だ。

▼11面「入国禁止」法廷へ

### 投資年金資産も活用

題名は「日米成長雇用イニシアチブ」。経済協力の強化するとうたう。米国のインフラ投資では、約17兆円の投資で65万人の雇用創出を想定。テキサス州

■日米成長雇用イニシアチブ（要旨）	5本柱の政策パッケージの日米連携により、10年間で4500億ドル（約51兆円）の市場と70万人の雇用を創出
具体的な連携策	①米国でのインフラ投資（約17兆円） 高速鉄道や、新規発電所を整備
	②世界のインフラ投資で連携（約22兆円） 民間航空機の共同開発、原発の共同売り込み
	③ロボットと人工知能（AI）の連携（約6兆円） 原発、医療、自動運転車分野などで研究開発
	④サイバー・宇宙空間での協力（約6兆円） 同盟国として日米のサイバー防衛力を向上
	⑤雇用や技術を守る政策連携 貿易不均衡の解消、技術や資源の保安で協力

やカリフォルニア州の高速鉄道計画への協力、都市鉄道や地下鉄車両の3千両刷新などを盛り込む。

巨額の投資には「日本のファイナンス（資金）力を最大限活用」と明記。メガバンクや政府系金融機関による融資のほか、外国為替資金特別会計、公的年金を長期運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の資金活用も見込んでいる。

また、日米以外の国の市場と一緒に開拓し、民間航空機の共同開発や原発の共同売り込みでも10年間で1500億ドル（約17兆円）の

市場開拓をめざす。研究開発分野では、日本が得意なロボット技術、米国が先行する人工知能（AI）の連携を進める。

トランプ氏は、自動車をやり玉に對日貿易赤字を問題視し、為替操作で自国に有利に導いていると日本を批判している。安倍晋三首相は1日の衆院予算委員会で「いかに日本が米国の雇用を生み出し、米国の産業界全体の生産性向上や競争力強化に貢献していくか。インフラ整備にどう協力できるか。大きな枠組みの中で話したい」と述べた。今回の提案を通じ、トランプ氏の対日観の修正を図りたい考えだ。

ただ、政府内には「米国内に日本経済は成り立たない。（相互利益の）ウィンウィンだ」（政府関係

者）という評価の一方、トランプ氏に寄り添い過ぎて「朝貢外交」と言われてしまう」（首相周辺）という批判もある。

政府は、日米の財政や通商政策、外交などを幅広く議論する閣僚級協議の設置も提案する方針。麻生太郎財務相や世耕弘成経済産業相、岸田文雄外相らの参加を見込んでいる。経済協力の具体化のほか、日本の投資や現地雇用での貢献もアピールする。



# 公的年金資産：米国インフラに投資！？

トランプ大統領就任日前日の 2017/1/19 にインタビュー

GP I F 高橋理事長：

**日本国内には投資機会が乏しいため、GP I F の新たな投資先は海外資産となる可能性が高い。**

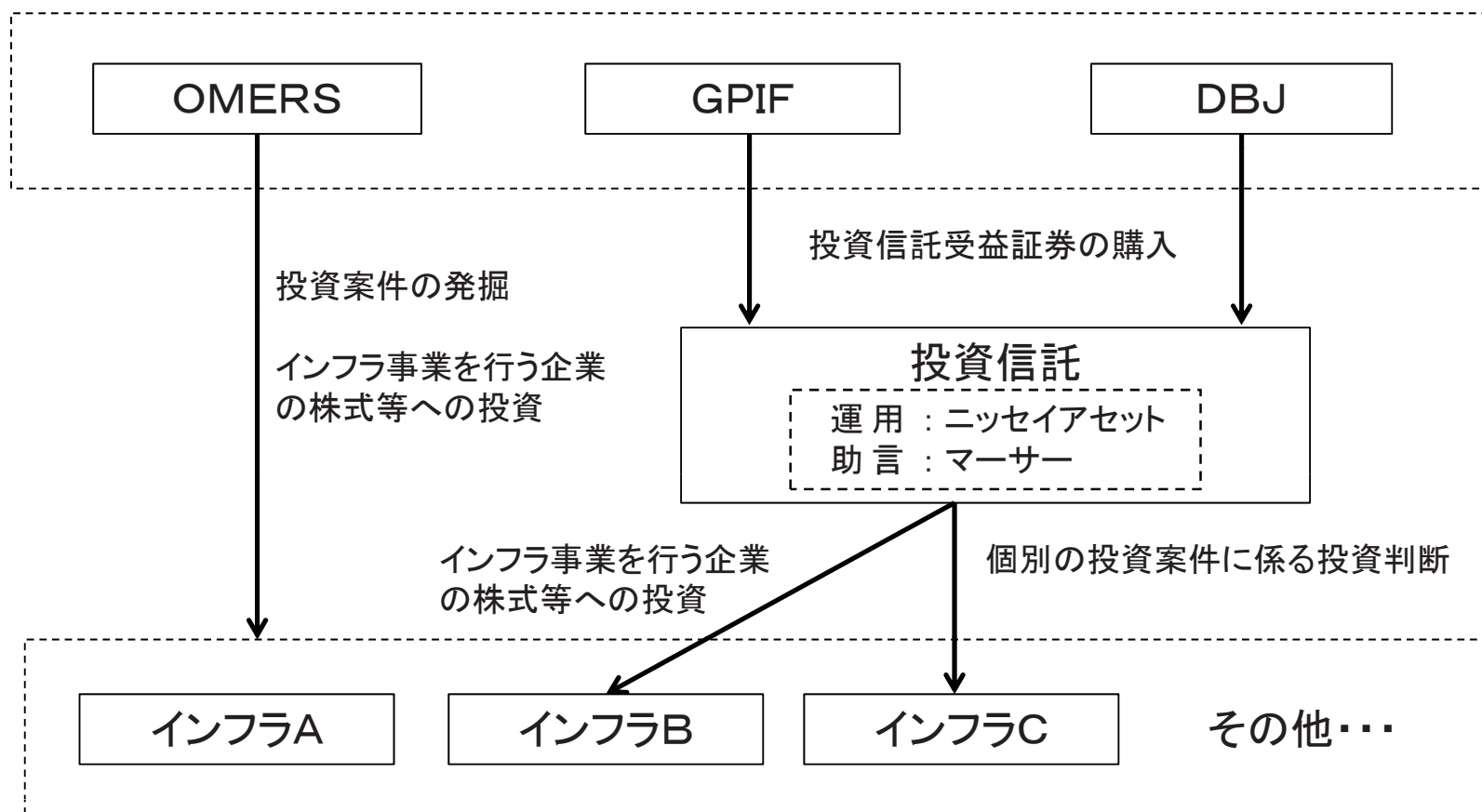
理事長

**インフラ事業への投資を増やす。**

# 国内外の機関投資家との共同投資協定に基づくインフラ投資の開始について

## インフラ共同投資のスキーム(概要)

共同投資協定の締結





# 世界経済フォーラム：年次会議冒頭演説

1兆2000億ドルの運用資産をもつ GPIF については、その**ポートフォリオの見直し**を始め、**フォワード・ルッキングな改革**を行います。**成長への投資に、貢献**することとなるでしょう。

※平成26年1月22日 世界経済フォーラム年次会議冒頭演説～新しい日本から、新しいビジョン～総理演説（抜粋）



# 公的年金資金の運用の見直し（これまでの取組）

- 約130兆円の公的年金資金の運用については、財政検証を踏まえた基本ポートフォリオ見直しに向けた検討に加え、新たなベンチマークの追加や投資対象の多様化を推進。
- 国内株式のパッシブ運用に、従来の「TOPIX」に加え、「JPX日経インデックス400」等の3つの指数を新たに採用。また、投資対象として、J-REITを追加。
- 日本政策投資銀行（DBJ）とともに、カナダの年金基金（OMERS）と共同でインフラ投資の開始を決定。
- 日本版スチュワードシップ・コード（幅広い機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則）を受入れ。

## 運用の見直しに向けたGPIFの取組

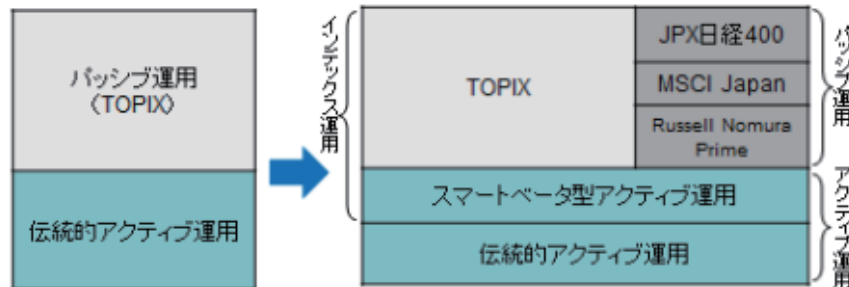
### ○基本ポートフォリオの見直し

- 年金制度の財政検証を踏まえて、基本ポートフォリオを見直す予定
- 乖離許容幅枠内での柔軟な運用
- 国内債券のウェイトは、2013年12月末時点で、既に53.4%まで縮小（右表）

	基本ポートフォリオ	2012年12月末	2013年12月末
国内債券	60% (±8%)	59.7%	53.4%
国内株式	12% (±6%)	12.8%	16.7%
外国債券	11% (±5%)	9.7%	10.3%
外国株式	12% (±5%)	12.8%	14.7%

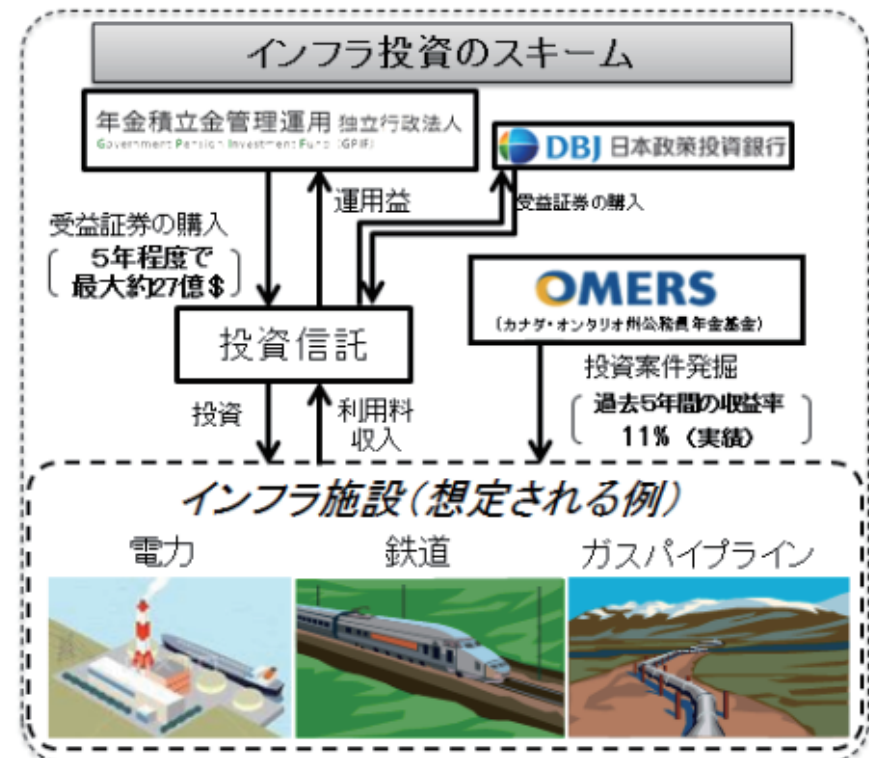
### ○ベンチマーク関係

- 国内株式のパッシブ運用について、従来のTOPIXに加え、「JPX日経インデックス400」等の3つの指数を新たに採用



### ○新たな運用対象の追加

- DBJ・OMERSとの共同投資協定に基づくインフラ投資（下図）
- 物価連動国債の購入（2014年4月以降）
- J-REITを投資対象に追加





行政処分無効確認等事件〔注一懲戒処分の量定選択の基準〕

（最高裁、昭和四十七年（行ツ）第五十二号 昭五二・一二・二〇

判決 棄却自判）

（判決要旨） 公務員につき国家公務員法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒権者が懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、その判断が、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、広範な事情を総合的に考慮してされるべきものである以上、平素から庁内の事情に通曉し、部下職員の指揮監督の衝にあたる懲戒権者の裁量に任されているものと解すべき。



## 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）（抄）

### 第四章 退職手当の支給制限等

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 略

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 略

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員等に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 略